



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 2
- 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課） ..... 2
- 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例（中小企業支援課） ..... 3
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例（観光政策課） ..... 4

### 規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 5

### 人事委員会事項

- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5
- 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則 ..... 5

## 公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）
  - 1 児童相談所に勤務する児童福祉司等に係る社会福祉手当の支給額を改めることとした。（第9条関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第9条の規定は、令和3年4月1日から適用することとした。（附則第1項）
  - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
- 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）
  - 1 新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、防疫等作業手当の特例に類型を追加することとした。（第5条関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和2年4月6日から適用することとした。（附則）
- 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）
  - 1 中小企業者の資金の借入に係る利子の補給を行う事業の費用の財源に充てるために基金を処分することができることとした。（第6条関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）
  - 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の有効期限を令和5年3月31日まで延長することとした。（附則第2項関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県条例第1号

#### 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「、同項第2号の児童福祉司（次号に掲げる職員を除く。）並びに児童及びその家庭につき心理学的判定の業務に従事する職員」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「前項第2号」に、「850円」を「1,120円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項第2号の児童福祉司（次号に掲げる職員を除く。）並びに児童及びその家庭につき心理学的判定の業務に従事する職員 900円

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定は、令和3年4月1日から適用する。  
(社会福祉手当の内払)
- 2 改正後の条例第9条の規定を適用する場合には、改正前の沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第9条の規定により支給された社会福祉手当は、改正後の条例第9条の規定による社会福祉手当の内払とみなす。

---

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第2号

**東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例**

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

職員が次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例第22条の規定は、適用しない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある施設等のうち人事委員会規則で定める施設等の内部又はこれに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるもの
- (2) 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、人事委員会規則で定めるもの

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項第2号の規定は、令和2年4月6日から適用する。

---

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正

する条例をここに公布する。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第3号**

**沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例（令和3年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（処分）

**第6条** 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 中小企業者の資金の借入に係る利子の補給を県が行う事業の費用の財源に充てるとき。
- (2) 中小企業者の資金の借入に係る保証料の減額に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第4号**

**新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例の一部を改正する条例**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例（令和3年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第6号

##### 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条第1項に規定する」を「第5条第1項各号に掲げる」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会事項

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

#### 沖縄県人事委員会規則第1号

##### 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第9条第2項第2号」を「第9条第2項第3号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

#### 沖縄県人事委員会規則第2号

##### 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則（平成24年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定の区域において」を削る。

第3条第1項及び第2項中「第5条第1項」を「第5条第1項第1号」に改め、同条第4項中「前項各号

の」の次に「作業のうち2以上の」を加え、「同項第1号に規定する作業に係る手当の額を支給する」を「当該2以上の作業に係る手当の額が同額のとくにあっては当該手当のいずれか1の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか1の手当）以外の手当は支給しない」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項第1号中「前項各号」の前に「第2項各号及び」を加え、同項第2号中「前項各号」の前に「第2項各号及び」を加え、「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前項各号の作業のうち新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体に接触して行うもの 4,000円

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第5条第1項第2号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者等又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある死体に接して行う作業とする。

(1) 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第4条第1項に規定する作業

(2) 特殊勤務手当条例第5条第1項各号に掲げる作業

(3) 特殊勤務手当条例第19条第1項に規定する作業

(4) 特殊勤務手当条例第25条第1項に規定する作業

(5) 特殊勤務手当条例第29条第1項に規定する作業（第2号の作業を除く。）

(6) 前各号に掲げる作業以外の作業で人事委員会が認める作業

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第3項の規定は、令和2年4月6日から適用する。

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1